

広島市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会における意見と対応

※今後、対応を継続して検討していく内容を抜粋して記載しています。（会議要旨では全ての発言を記載します。）

項目	発言者	意見(要旨)	対応
第8期プランの重点施策について	森川委員 (第4回分科会)	<p>数値目標の「医療・介護専門職の多職種連携を目的とした情報交換会等の参加者数の確保」について、薬局・薬剤師の話で、地域ケア会議などに出席すると、地域支援体制加算が出るが、地域ケア会議に出席できる人数が限られているので、広島市が後援している多職種の研修会に出たものも認定してもらえると、参加者がとても増えて良いと思う。</p> <p>地域ケア会議でなくても、広島市など公的機関が後援している研修会などに出席した場合でも対象になるとカッコ書きみたいな形で書いてもらおうと、研修会に参加する人が増えると思う。</p>	<p>調剤報酬の算定の可否に関する話であるため、本市から中四国厚生局に照会したところ、以下のとおり回答がありました。</p> <p>【中四国厚生局回答】 （調剤技術料の）地域支援体制加算の基準である「地域の多職種と連携する会議」については、厚生労働省通知として、「地域ケア会議」、「サービス担当者会議」、「退院時カンファレンス」の3つが該当する旨を示しています。</p> <p>この3つ以外の会議が該当するか否かについては、他の地方厚生局からも本省に問い合わせしていますが、回答が無い状況です。</p> <p>したがって、現行においては、この3つの会議以外は基準に該当しないものとして取り扱っています。</p>
	永野委員 (第4回分科会)	<p>数値目標について、よく考えているのは分かるが、これがどれくらいの位置付けになるのかということが分かりにくい。数値目標の管理は、組織全体で行うと思うので、皆が分かるような位置付けで、だからこうするという方向がほしいと感じた。</p>	<p>御意見を踏まえ、数値目標の位置付けが分かりやすくなるよう、記述を再検討することとしました。</p>
	月村委員 (第4回分科会)	<p>8050問題で、親が亡くなった後、その子たちはどうするのかという不安を皆持っているので、この点について、このプランにあれば安心できる。</p>	<p>御意見を踏まえ、重点施策Ⅱの「③相談支援体制の充実」において、地区担当保健師の活動についての記述を見直しました。</p> <p>（資料1 第1章総論 参照）</p>
	高橋委員 (第4回文書意見)	<p>1 重点施策の成果目標の設定について 大項目の数値目標設定のなされた事は、大変良い方向付けだと思う。</p> <p>また、次に重要となるのは、目標設定の基準に対する考え方だと思う。</p> <p>(イ)達成可能性の高い安全サイドに立った設定。 (ロ)このくらいは設定しないと、本来目標設定にならない範囲の設定。 (ハ)相対に頑張った(努力)目標設定。</p> <p>目標設定に対する考え方・取組方で、成果や達成率が大きく変化すると予測されるが、最も成果を上げる可能性の高いのは、(ハ)の高い目標へのチャレンジだと思う。この場合には、達成率が低くなる可能性が高くなるかもしれない。その時に重要な事は、不十分な事柄に対する原因究明と、具体的な対策だと思う。</p> <p>よって、これらに対処できるように、事前に風土・コンセンサスを構築しておく事が重要だと考える。</p>	<p>本市では、これまで、地域包括ケアシステムを推進するために、重点施策における目標を掲げ、その達成に向け、プロセスを適切に管理するための数値目標を設定した上で、各種施策に取り組むとともに、設定した目標の点検及び進行管理を適切に行うために、毎年度、目標の達成状況を評価し、必要に応じ、施策の見直しなど対応方針を検討してきました。</p> <p>こうしたプロセス管理と策定後のフォローについては重要であると考えており、頂いた御意見も踏まえ、第8期プランでも、引き続き取り組んでいきたいと考えています。</p>

項目	発言者	意見(要旨)	対応
第8期プランの重点施策について	高橋委員 (第4回文書意見)	<p>2 地域共生社会の実現について (1)地域共生社会の主たるフィールドは、地域社会の現場である。 より良い地域共生社会の形成には、もっと行政サイドが、広く深く多数の地域住民に各種サービスが届くように、現場の中に入って行って、必要な施策を行う必要があると考える。その意味では、まだ相当に不十分ではないかと思う。</p>	<p>地域共生社会の実現を目指して取り組んでいる、高齢福祉分野での一例ですが、全ての地域包括支援センターに地域支え合いコーディネーターを配置し、地区社会福祉協議会や町内会・自治会などの地域の関係機関と連携した高齢者の見守り体制づくりを行っています。また、地域の連携体制の構築や地域資源の開発について、民生委員や町内会・自治会、地区社会福祉協議会の役員などと協議・意見交換を行う地域ケア会議を、広く日常生活圏域レベルで開催しています。さらに、平成30年度からは、アウトリーチ（積極的に対象者のいる場所に出向いて働き掛ける）による訪問指導や健康相談などの地区活動を行う保健師の地区担当制の導入の取組なども行ってきたところであり、今後も地域住民や関係機関等と連携しながら、こうした取組をより効果的に進めていきたいと考えています。</p>
		<p>(2)広報面の強化も提案させて頂いたが、「市民と市政」等も更にしっかり活用される事を提案する。地域共生社会コーナーを作って、様々な角度から繰り返しアプローチして、制度や対策の浸透を図られてはどうか。</p>	<p>本市はこれまで、地域共生社会の実現に向けての意識やイメージの共有を図ることを目的に社会福祉協議会や地域包括支援センター職員などの専門職を対象とした地域共生フォーラムの開催や、区役所厚生部の組織再編に伴う市民向けリーフレットの作成、広報紙「ひろしま市民と市政」による「広島市地域共生社会実現計画（広島市地域福祉計画）」の広報などを行ってきました。 今後も引き続き、頂いた御意見を踏まえつつ、こうした周知等に加え、高齢者地域支え合い事業や高齢者いきいき活動ポイント事業などの地域共生社会の実現に向けた取組をしっかりと行っていきたいと考えています。</p>
第8期プランの各論について	東谷委員 (第4回文書意見)	<p>資料2のP4の記載事項に関して異論はないが、市民後見人を専門職後見人の補完として、家裁からも選任を受け拡げていこうとする考え方に、違和感を感じる。 市民後見人は、あくまでも専門職後見人への繋ぎ手であり、専門職後見人による成年後見制度の利用を拡大促進していく役割のものである。 地域福祉課題を母集団Sとすると、その中の部分集合の1つAが成年後見制度である。更に、Aの中にある部分集合の1つBが市民後見人に当たる。 従って、A=Bの考え方ではなく、S>A>Bの考え方にすべきである。Bは主に身近な地域の人による身上監護なので大丈夫とのことであった。確かに、この部分は重要であるが、まず、市民後見人の目的について、正しい方向性の理解に立って活動しないと、やがてブレが生じ、手戻りが横行し、結局は計画崩れになっていく。</p>	<p>市民後見人養成事業における市民後見人選任までの過程は、まず、公募した広島市民の中から専門職等で構成する検討委員会において研修受講者を決定し、座学研修及び実務研修を受講していただいた上で、市民後見人候補者として登録を行います。その後、候補者には広島市社会福祉協議会が実施する「かけはし」や「こうけん」といった権利擁護支援活動に携わり、十分な実務経験を積んでいただき、最終的には、家庭裁判所から市民後見人として選任されることとなっております。 このように、市民後見人の養成には多くの時間を掛け慎重に取り組んでおり、今後とも市民後見人の養成を適切に行っていききたいと考えています。</p>